

証券コード：7613
平成29年3月9日

株 主 各 位

大阪市中央区備後町1丁目4番9号
シークス株式会社
代表取締役会長 村 井 史 郎

第25期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申しあげます。

さて、当社第25期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面またはインターネット等により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいませ、後述のご案内に従って平成29年3月29日（水曜日）午後5時30分までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成29年3月30日(木曜日) 午前10時
2. 場 所 大阪市中央区安土町3丁目1番3号
ヴィアーレ大阪 2階 クリスタルルーム
3. 目的事項
報告事項 1. 第25期(平成28年1月1日から平成28年12月31日まで)事業報告、
連結計算書類および計算書類報告の件
2. 会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
決議事項
第1号議案 剰余金処分の件
第2号議案 取締役5名選任の件
第3号議案 監査役1名選任の件
第4号議案 取締役の報酬等の額改定の件
第5号議案 取締役に対するストックオプションとしての新株予約権に関する報酬等の額及び具体的な内容決定の件
4. 議決権の行使についてのご案内
(1) 書面による議決権行使の場合
同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、平成29年3月29日（水曜日）午後5時30分までに到着するようご返送ください。

(2) インターネット等による議決権行使の場合

インターネット等により議決権を行使される場合には、別添（3頁から4頁）の【インターネット等による議決権行使のご案内】をご高覧の上、平成29年3月29日（水曜日）午後5時30分までに行使してください。

(3) 複数回議決権を行使された場合

当社に最後に到着した行使を有効な議決権行使としてお取扱いいたします。なお、インターネット等による議決権行使と議決権行使書面が同日に到着した場合はインターネット等によるものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。

-
- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。なお、当日の受付開始は午前9時を予定しております。
 - ◎ 株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類の内容について、株主総会の前日までに修正をすべき事情が生じた場合は、当社ホームページ (<http://www.siix.co.jp/>) において掲載することにより、お知らせいたします。
 - ◎ 総会ご出席者へのおみやげはご用意しておりませんので、あらかじめご了承くださいませようお願い申し上げます。

インターネット等による議決権行使のご案内

インターネット等により議決権を行使される場合は、あらかじめ次の事項をご了承いただきますよう、お願い申し上げます。

1. 議決権行使ウェブサイトについて

インターネットによる議決権行使は、当社の指定する以下の議決権行使ウェブサイトをご利用いただくことによるのみ可能です。

議決権行使ウェブサイトアドレス <http://www.web54.net>

※バーコード読取機能付の携帯電話を利用して右の「QRコード®」を読み取り、議決権行使サイトに接続することも可能です。なお、操作方法の詳細についてはお手持ちの携帯電話の取扱説明書をご確認ください。



(QRコードは、株式会社デンソーウェーブの登録商標です。)

2. 議決権行使のお取扱いについて

- (1) インターネットにより議決権を行使される場合は、同封の議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」および「パスワード」をご利用になり、画面の案内に従って賛否をご入力ください。
- (2) 議決権の行使期限は、平成29年3月29日（水曜日）午後5時30分までとなっておりますので、お早めの行使をお願いいたします。
- (3) 書面とインターネット等により、二重に議決権を行使された場合は、インターネット等によるものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。また、インターネット等によって複数回数またはパソコンと携帯電話で重複して議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。
- (4) 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際のプロバイダおよび通信事業者の料金（接続料金等）は、株主様のご負担となります。

3. パスワードおよび議決権行使コードのお取扱いについて

- (1) パスワードは、ご投票される方が株主様ご本人であることを確認するための重要な情報です。印鑑や暗証番号同様、大切にお取扱いください。
- (2) パスワードは一定回数以上間違えると使用できなくなります。パスワードの再発行をご希望の場合は、画面の案内に従ってお手続きください。
- (3) 議決権行使書用紙に記載されている議決権行使コードは、本総会に限り有効です。

4. システムに係わる条件について

インターネットにより議決権行使される場合は、お使いのシステムについて以下の点をご確認ください。

(1) パソコン用サイトによる場合

ア. 画面の解像度が 横800×縦600ドット（SVGA）以上であること。

イ. 次のアプリケーションをインストールしていること。

(a). ウェブブラウザとして Ver. 5.01 SP2 以降の Microsoft® Internet Explorer

(b). PDFファイルブラウザとして Ver. 4.0 以降の Adobe® Acrobat® Reader®または、Ver. 6.0以降の Adobe® Reader®

※Internet Explorer は 米 国 Microsoft Corporation の、Adobe® Acrobat® Reader®およびAdobe® Reader®は米国Adobe Systems Incorporatedの、米国および各国での登録商標、商標および製品名です。

※これらのソフトウェアは、いずれも各社のホームページより無償で配布されています。

ウ. ウェブブラウザおよび同アドインツール等で“ポップアップブロック”機能を有効とされている場合、同機能を解除（または一時解除）するとともに、プライバシーに関する設定において、当サイトでの“Cookie”使用を許可するようにしてください。

エ. 上記サイトに接続できない場合、ファイアウォール・プロキシサーバおよびセキュリティ対策ソフト等の設定により、インターネットとの通信が制限されている場合が考えられますので、その設定内容をご確認ください。

(2) 携帯電話端末用サイトによる場合

以下のサービスのいずれかが利用可能であり、128bit SSL(Secure Socket Layer)暗号化通信が可能である機種であること。

① i モード ②EZweb ③Yahoo!ケータイ

※ i モードは株式会社 N T T ドコモ、EZwebはKDD I 株式会社、Yahoo!は米国Yahoo! Incorporated、Yahoo!ケータイはソフトバンク株式会社の商標、登録商標またはサービス名です。

※携帯電話端末のフルブラウザアプリケーションを用いてアクセスされた場合や、電話機を通信機器としてのみ用い、電話端末を経由してパソコンによりアクセスされた場合、または、スマートフォン端末によりアクセスされた場合は、上記条件を満たしている端末でも、パソコン用サイトでのご投票としてお取扱いいたします。

5. パソコン等の操作方法に関するお問い合わせ先について

(1) 本サイトでの議決権行使に関するパソコン・携帯電話等の操作方法がご不明な場合は、下記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
[電話] 0120 (652) 031 (受付時間 9:00~21:00)

(2) その他のご照会は、以下の問い合わせ先をお願いいたします。

ア. 証券会社に口座をお持ちの株主様

証券会社に口座をお持ちの株主様は、お取引の証券会社あてお問い合わせください。

イ. 証券会社に口座のない株主様（特別口座をお持ちの株主様）

三井住友信託銀行 証券代行事務センター

[電話] 0120 (782) 031 (受付時間 9:00~17:00 土日休日を除く)

6. 議決権電子行使プラットフォームのご利用について（機関投資家の皆様へ）

機関投資家の皆様に関しましては、本総会につき、株式会社 I C J の運営する「議決権電子行使プラットフォーム」から電磁的方法による議決権行使を行っていただくことも可能です。

(添付書類)

事業報告

(自 平成28年1月1日
至 平成28年12月31日)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 当連結会計年度の事業の状況

① 事業の経過および成果

当連結会計年度の経済環境を顧みますと、米国では、雇用の改善や個人消費の拡大を背景に景気の回復基調が続きました。欧州では、ドイツを中心に景気は堅調に推移しましたが、英国のEU離脱問題などに対する不透明感が高まりました。アジアにおいて、中国の経済は減速傾向が続きましたが、インドネシアやタイにおいては景気の持ち直しの動きが見られました。日本では、企業収益や雇用情勢の改善が見られるものの、個人消費は伸び悩み、景気は低調に推移しました。

このような状況下、当社の当連結会計年度の業績は、売上高は2,127億6千8百万円と前連結会計年度に比べ222億6千6百万円の減少(9.5%減)となりました。利益面では、営業利益は91億3千4百万円と前連結会計年度に比べ2億2千1百万円の増加(2.5%増)となり、経常利益は91億4千6百万円と前連結会計年度に比べ1億4千3百万円の増加(1.6%増)となりました。親会社株主に帰属する当期純利益は66億9千8百万円となり、前連結会計年度に比べ1千9百万円の減少(0.3%減)となりました。

当連結会計年度のセグメントの状況は次のとおりであります。

なお、本文中の「セグメント利益」は、連結損益計算書の営業利益を基礎としております。

(電子(日本))

産業機器用部材や通信機器用部材の出荷が減少したことにより、当セグメントの売上高は674億3千4百万円と前連結会計年度に比べ75億9千2百万円の減少(10.1%減)となりました。セグメント利益は20億3千8百万円と前連結会計年度に比べ3億9千5百万円の減少(16.3%減)となりました。

(電子(アジア))

車載関連機器用部材の出荷が堅調に推移しましたが、為替の影響により、当セグメントの売上高は1,573億6百万円と前連結会計年度に比べ192億9千3百万円の減少(10.9%減)となりました。セグメント利益は55億7千3百万円と前連結会計年度に比べ4億9千4百万円の減少(8.2%減)となりました。

(電子(欧州))

車載関連機器用部材の出荷が堅調に推移しましたが、為替の影響により、当セグメントの売上高は85億6百万円と前連結会計年度に比べ2億1千5百万円の減少(2.5%減)となりました。利益面では、製造子会社の業績改善等により、セグメント利益は3億4千1百万円と前連結会計年度に比べ1億2千6百万円の増加(58.7%増)となりました。

(電子(米州))

車載関連機器用部材の出荷が増加したことにより、当セグメントの売上高は428億2千万円と前連結会計年度に比べ55億3千6百万円の増加(14.8%増)となりました。セグメント利益は27億9千7百万円と前連結会計年度に比べ11億6千5百万円の増加(71.4%増)となりました。

(注) 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

② 設備投資および資金調達の状況

当連結会計年度の設備投資の総額は45億2千8百万円であります。

有形固定資産への投資額は44億4千8百万円で、その主なものは電子（アジア）に属する海外販売拠点SIIX EMS (Shanghai) Co., Ltd.における建物および機械設備投資等10億8千8百万円であります。

無形固定資産への投資額は8千万円で、その主なものは当社における自社利用のソフトウェア投資等2千9百万円であります。

当連結会計年度における必要資金は、自己資金および借入金等により充当いたしました。

(2) 財産および損益の状況

区 分 \ 年 度	第22期 平成25年12月	第23期 平成26年12月	第24期 平成27年12月	第25期 平成28年12月 (当連結会計年度)
売 上 高(百万円)	207,009	209,755	235,035	212,768
経 常 利 益(百万円)	5,427	6,460	9,002	9,146
親会社株主に帰属する 当期純利益(百万円)	3,321	4,131	6,717	6,698
1株当たり当期純利益	140円73銭	175円06銭	275円87銭	267円62銭
総 資 産(百万円)	89,204	103,429	109,957	109,695
純 資 産(百万円)	33,185	41,497	49,739	51,573

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式数により算出しております。
 2. 「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成25年9月13日)等の適用により、当連結会計年度より「当期純利益」の科目表示を「親会社株主に帰属する当期純利益」に変更しております。

(3) 重要な子会社等の状況（平成28年12月31日現在）

① 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当 社 の 議 決 権 比 率	主 要 な 事 業 内 容
SIIX (Shanghai) Co., Ltd.	千中国元 20,793	100.00 %	電子部品等の輸出入販売
SIIX EMS (Shanghai) Co., Ltd.	千中国元 251,344	91.82 %	電子回路・機器の製造
SIIX EMS (DONG GUAN) Co., Ltd.	千中国元 133,951	(100.00) %	電子回路・機器の製造
SIIX H. K. Ltd.	千香港ドル 4,000	100.00 %	電子部品等の輸出入販売
SIIX TWN Co., Ltd.	千台湾ドル 5,000	100.00 %	電子部品等の輸出入販売
SIIX Singapore Pte. Ltd.	千U.S.ドル 31,144	100.00 %	電子部品等の輸出入販売
SIIX Bangkok Co., Ltd.	千バーツ 30,000	100.00 %	電子部品等の輸出入販売
SIIX EMS (THAILAND) CO., LTD.	千バーツ 309,100	100.00 %	電子回路・機器の製造
SIIX Logistics Phils, Inc.	千U.S.ドル 8,315	100.00 %	電子部品等の輸出入販売
SIIX EMS PHILIPPINES, INC.	千U.S.ドル 11,036	100.00 %	電子回路・機器の製造
SIIX REALTY HOLDINGS INC.	千フィリピンペソ 2,000	(40.03) %	製造子会社への土地貸与
PT SIIX Electronics Indonesia	千U.S.ドル 1,980	(100.00) %	電子回路・機器の製造
PT. SIIX EMS INDONESIA	千U.S.ドル 14,001	(100.00) %	電子回路・機器の製造
SIIX Europe GmbH	千ユーロ 1,022	100.00 %	電子部品等の輸出入販売
SIIX EMS Slovakia s.r.o.	千ユーロ 3,634	100.00 %	電子回路・機器の製造
SIIX U. S. A. Corp.	千U.S.ドル 20,000	100.00 %	電子部品等の輸出入販売
SIIX Phils., Inc.	千フィリピンペソ 14,700	100.00 %	自動車部品、化成品等の販売
シークスエレクトロニクス株式会社	百万円 290	100.00 %	電子回路・機器の製造、 技術開発および技術支援

(注) 議決権比率の()内の数字は間接所有比率であり、SIIX EMS (DONG GUAN) Co., Ltd. はSIIX H.K. Ltd. が、PT SIIX Electronics IndonesiaおよびPT. SIIX EMS INDONESIAはSIIX Singapore Pte. Ltd. が、SIIX REALTY HOLDINGS INC. はSIIX Phils., Inc. がそれぞれ所有するものであります。

② 重要な関連会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
KAWASAKI MOTORS (PHILS.) CORPORATION	千フィリピンペソ 101,430	20.06 %	オートバイの組立・販売

③ 企業結合の状況

当社の連結子会社は①に記載した18社、持分法適用会社は②に記載した1社となっております。なお、当連結会計年度の連結売上高は2,127億6千8百万円（前連結会計年度比9.5%減）、親会社株主に帰属する当期純利益は66億9千8百万円（前連結会計年度比0.3%減）であります。

④ 特定完全子会社の状況

当連結会計年度末日において特定完全子会社はありません。

(4) 対処すべき課題

マクロ経済環境が一段と不透明感を増し、地政学的リスクが高まる中、企業はグローバルベースでの事業展開、事業の迅速な立上げ、投資リスク軽減等の観点から部材調達や製造のアウトソーシングに対するニーズが益々高まっております。当社は、このようなニーズに応えることによって事業を拡大していくために、以下の課題に取り組んでおります。

- ① 電子部品のグローバル調達力の強化および物流サービスの高度化
- ② 経済の「ブロック化」に対応する地域戦略の実践
- ③ 顧客動向に対応した拠点ネットワークの整備拡充
- ④ 拠点間での情報共有化とシナジー効果の追求
- ⑤ 製造技術力および生産効率の向上と製造系マネジメント人材の確保
- ⑥ 環境・省エネ、インフラ、医療関連等、新たなエレクトロニクス分野での新規事業の開拓
- ⑦ 資産効率の継続的改善

(5) 主要な事業内容（平成28年12月31日現在）

セグメントの名称	主要取扱品目
電 子(日 本) 電 子(ア ジ ア) 電 子(欧 州) 電 子(米 州)	下記分野における完成品・組立品・基板実装品・部品単体・キット等 通信機器（携帯電話基地局用基板等）、車載関連機器（カーオーディオ・メーター・フロントパネル・各種スイッチ・エクステリア、モーター等）、情報機器（スキャナー・プリンター等）、家庭電気機器（デジタル家電・エアコン・音響機器・健康器具等）、産業機器（パワーツール用エンジン点火装置・業務用AV機器・業務用エアコン・医療機器等）、一般電子部品など
そ の 他	ワイヤーハーネス部材、オートバイ用部材、自動車部品、設備機械、印刷インキ、化成品、雑貨など

(6) 主要な販売拠点および生産拠点（平成28年12月31日現在）

国内販売拠点	当社本社（大阪府大阪市）、東京本社（東京都千代田区）、名古屋営業部（愛知県名古屋市）
国内生産拠点	シークスエレクトロニクス株式会社（神奈川県相模原市）
海外販売拠点	SIIX（Shanghai）Co., Ltd.（中国）、SIIX H.K. Ltd.（香港）、SIIX TWN Co., Ltd.（台湾）、SIIX Singapore Pte. Ltd.（シンガポール）、SIIX Bangkok Co., Ltd.（タイ）、SIIX Phils., Inc.（フィリピン）、SIIX Logistics Phils, Inc.（フィリピン）、SIIX Europe GmbH（ドイツ）、SIIX U.S.A. Corp.（アメリカ）
海外生産拠点	SIIX EMS（Shanghai）Co., Ltd.（中国）、SIIX EMS（DONG GUAN）Co., Ltd.（中国）、SIIX EMS（THAILAND）CO., LTD.（タイ）、SIIX EMS PHILIPPINES, INC.（フィリピン）、SIIX COXON PRECISION PHILS., INC.（フィリピン）、PT SIIX Electronics Indonesia（インドネシア）、PT. SIIX EMS INDONESIA（インドネシア）、SIIX EMS Slovakia s.r.o.（スロバキア）、SIIX Hungary Kft.（ハンガリー）、SIIX EMS MEXICO S de RL de C.V（メキシコ）

(7) 従業員の状況（平成28年12月31日現在）

① 企業集団の従業員の状況

従業員数	前連結会計年度末比増減
10,820名	468名増

② 当社の従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
176名	27名増	36.0歳	7.2年

(8) 主要な借入先の状況（平成28年12月31日現在）

借入先	借入金残高
株式会社三井住友銀行	4,846
株式会社三菱東京UFJ銀行	3,284
株式会社りそな銀行	1,767
株式会社みずほ銀行	1,256

2. 会社の状況に関する事項

(1) 株式の状況（平成28年12月31日現在）

- ① 発行可能株式総数 80,000,000株
- ② 発行済株式の総数 25,200,000株（自己株式573,002株を含む。）
- ③ 株主数 5,096名（前期末比 421名減）
- ④ 大株主（上位10名）

株 主 名	所有株式数	持 株 比 率
	株	%
サカタインクス株式会社	5,406,000	21.95
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	2,019,800	8.20
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	1,835,800	7.45
J. P. MORGAN BANK LUXEMBOURG S. A. 380578	1,119,100	4.54
有限会社フォーティ・シックス	1,100,000	4.47
株式会社三井住友銀行	1,080,000	4.39
株式会社りそな銀行	1,077,400	4.37
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口9)	1,056,900	4.29
村 井 史 郎	700,000	2.84
株式会社三菱東京UFJ銀行	360,000	1.46

（注）持株比率は、自己株式（573,002株）を控除して計算しております。

(2) 新株予約権等に関する事項（平成28年12月31日現在）

- ① 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況
該当事項はありません。
- ② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。
- ③ その他新株予約権等に関する重要な事項
平成27年6月23日開催の取締役会決議にもとづき発行した第1回無担保転換社債型新株予約権付社債に付された新株予約権

決議年月日	平成27年6月23日
新株予約権の数(個)	6,000
新株予約権の目的となる株式の種類	当社普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	1,491,906
新株予約権の行使時の払込金額(円)	無償
新株予約権の行使期間	平成27年8月3日から平成32年6月26日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格	4,021.7円（当初 4,023円） （転換価額は一定の条件の下、修正または調整される。）
新株予約権付社債の残高	6,000百万円

(3) 会社役員 の 状況

① 取締役および監査役の状況（平成28年12月31日現在）

地 位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役会長 執行役員	村 井 史 郎	
代表取締役社長 執行役員	桔 梗 芳 人	
取 締 役 執行役員	岡 田 雅 夫	東京第一営業部長兼東京第二営業部担当兼東京営業開発部担当兼資材統括部担当
取 締 役	高 谷 晋 介	仰星監査法人 代表社員、理事長 フジ住宅株式会社 社外監査役
監 査 役 (常 勤)	東 尾 茂 郷	
監 査 役	富 山 浩 司	サカタインクス株式会社 常勤監査役
監 査 役	石 橋 正 紀	税理士法人石橋会計事務所 所長 西宮市包括外部監査人 株式会社京都銀行 社外監査役

- (注) 1. 取締役高谷晋介氏は社外取締役であります。
2. 監査役富山浩司氏および石橋正紀氏は社外監査役であります。
3. 監査役石橋正紀氏は、公認会計士、税理士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 取締役高谷晋介氏および監査役石橋正紀氏は、株式会社東京証券取引所の定めにもとづき届け出た独立役員であります。
5. 当社では、意思決定・監督と執行の分離による取締役会の活性化のため、執行役員制度を導入しております。執行役員は社外取締役を除く取締役3名および取締役を兼務していない執行役員19名、計22名で構成されております。

② 責任限定契約の内容の概要

当社と取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）および各監査役は会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約にもとづく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に掲げる額の合計額を限度とし、これを超える部分については当社に対しては損害賠償責任を負わないとしております。

③ 取締役および監査役の報酬等の額

区 分	人 数	報 酬 等 の 額
取 締 役 (うち社外取締役)	4名 (1名)	183百万円 (8百万円)
監 査 役 (うち社外監査役)	3名 (2名)	22百万円 (7百万円)
合 計	7名	205百万円

- (注) 1. 平成20年3月28日開催の株主総会決議による取締役の報酬限度額は、年額200百万円以内、監査役の報酬限度額は、年額50百万円以内であります。なお、取締役の報酬限度額には使用人兼務取締役の使用人分給与・賞与は含まれておりません。
2. 上記の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与・賞与は含まれておりません。
3. 上記の報酬等の他に、当社の連結子会社SIIX Singapore Pte. Ltd.より取締役1名に対して支払われた報酬が15百万円あります。
4. 期末現在の人員は、取締役4名、監査役3名であります。

(4) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係

社外取締役高谷晋介氏は、仰星監査法人の代表社員、理事長およびフジ住宅株式会社の社外監査役を兼務しております。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

社外監査役富山浩司氏は、その他の関係会社であるサカタインクス株式会社の監査役を兼務しております。

社外監査役石橋正紀氏は、税理士法人石橋会計事務所の所長および西宮市包括外部監査人および株式会社京都銀行の社外監査役を兼務しております。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

② 特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

③ 主な活動状況

区 分	氏 名	主 な 活 動 状 況
社 外 取 締 役	高 谷 晋 介	当事業年度の取締役会には、16回中16回出席し審議等に関して必要な発言を適宜行っております。
社 外 監 査 役	富 山 浩 司	当事業年度の取締役会には、16回中16回出席し、審議等に関して必要な発言を適宜行っております。 また、当事業年度の監査役会には、18回中18回出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。
	石 橋 正 紀	当事業年度の取締役会には、16回中15回出席し、審議等に関して必要な発言を適宜行っております。 また、当事業年度の監査役会には、18回中17回出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。

(5) 会計監査人の状況

① 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

② 会計監査人の報酬等の額

1. 公認会計士法（昭和23年法律第103号）第2条第1項の業務に係る報酬等の額
47百万円
2. 当社および当社の連結子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額
47百万円

(注) 1. 当社監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、取締役、社内関係部署および会計監査人からの必要な資料の入手や報告の聴取を通じて、会計監査人の監査計画の内容、従前の事業年度における職務執行状況や報酬見積りの算出根拠などを検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、「会社法」にもとづく監査と「金融商品取引法」にもとづく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、上記1.については合計額を記載しております。

なお、当社の子会社は、当社の会計監査人以外の公認会計士または監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む。）の監査（会社法または金融商品取引法（これらの法律に相当する外国の法令を含む。）の規定によるものに限る。）を受けております。

③ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める事項に該当すると認められる場合には、監査役全員の合意にもとづき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初の株主総会において、会計監査人を解任した旨およびその理由を報告いたします。

取締役会は、会計監査人の適格性または独立性を害する事由の発生により、適正な監査の遂行が困難であると認められる場合、監査役会の決定を得て、会計監査人の解任または不再任を目的とする議題を株主総会に提出いたします。

上記のほか、監査役会は、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任または不再任を株主総会の付議議題とすることを取締役会に請求いたします。

(6) 株式会社の業務の適正を確保するための体制の整備に関する事項

当社は平成27年4月24日開催の取締役会において会社法第362条および会社法施行規則第100条にもとづき、業務の適正を確保するための体制整備に向けた基本方針を決議しており、その内容は以下のとおりであります。

【内部統制システムについて】

- ① 当社及び子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 1. 当社グループ（当社並びに当社の子会社から成る企業集団をいう）の経営理念“SIIX Principles”の下、「シークスグループ行動規範」を定め、当社グループのすべての役員・従業員がとるべきコンプライアンス実践の基準・規範とする。
 2. 当社グループのコンプライアンス活動の指針と枠組みを明らかにするため「シークスグループ コンプライアンス規程」を定め、この規程に基づいて、コンプライアンス委員会（社長を委員長とし執行役員を委員とする）を設置する。コンプライアンス委員会は、経営企画部が事務局を担当し、調査・啓蒙・改善指示等を通してグループ全体のコンプライアンス活動を支援する。
 3. 当社監査室は、定期的に、当社の各部門・各子会社のコンプライアンスの状況を監査する。
 4. コンプライアンスの実効性を高めるため「シークスグループ 内部通報者保護規程」を定め、この規程にもとづき、当社グループの使用人等からの通報窓口を当社に設置するとともに、通報者に対する不利益な取扱いを禁止する。
平成28年2月22日に規程を改定し、窓口をコンプライアンス担当役員から社外取締役及び常勤監査役に変更し、通報の実効性を高めている。
- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に対する体制
 1. 「取締役会規程」に基づき取締役会の議事録を、また、「伺書手続規程」に基づき「伺書」（当社の稟議書様式）と決裁プロセスの記録を文書または電磁的方法により適切に保存・管理する。
 2. 取締役等の職務執行に関する情報は、法令にもとづくものに加え、「文書取扱規程」「情報セキュリティ規程」等の諸規程や関連マニュアル等に従い、適切な保存及び管理を行う。

3. 文書・情報は取締役、監査役及び会計監査人による閲覧がいつでも可能な状態で保存・管理する。
- ③ 当社及び子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
1. 「シークスグループ リスク管理規程」を定め、当社グループのリスク管理の基本方針及びリスク管理体制を明らかにする。
 2. 「伺書手続規程」において、当社の各部門が業務遂行するに際して事前承認申請または事前報告を求めるべき重要事項を明らかにする。また、「関係会社管理規程」において、子会社が当社に対して事前承認申請または事前報告を求めるべき重要事項を明らかにする。
 3. 上記の「伺書手続規程」及び「関係会社管理規程」に定める要承認事項及び「経営委員会規程」に定める経営委員会要付議事項については、それぞれの規程にもとづきリスク評価を含めて慎重に審議・決裁する。
 4. 「シークスグループ 危機管理規程」にもとづき、当社並びに各子会社はそれぞれの「危機対応マニュアル」または「事業継続計画」を定め、危機発生時の体制や情報伝達方法を定めるとともに危機の早期収拾・損害の拡大防止を図る。
- ④ 当社及び子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
1. 当社は、執行役員制度を導入し、取締役会は経営の意思決定及び業務執行の監督に集中し、執行役員は取締役会の経営方針にもとづき業務を分担して執行する体制とする。
 2. 当社は、将来の事業環境を踏まえた当社グループの中期経営計画を策定し、当社の各部門及び各子会社の事業年度毎の予算を立案してその目標達成に向け諸戦略を立案・実行する。
 3. 当社は、毎月、現法役員会を開催し、当社執行役員と各子会社との間で予算の進捗状況や経営状況の確認及び案件協議等を行う。
 4. 代表取締役による効率的な意思決定を行うため、重要案件については経営委員会において事前審議を行う。
- ⑤ 子会社の取締役の職務の遂行に係る事項の当社への報告に関する体制その他の当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
1. 子会社の取締役は当社の「関係会社管理規程」において定められている当社への承認申請事項及び報告事項について、これらの申請・報告手続きを適切かつ確実に実施し、当社の決裁と指示に従ってその業務を遂行する。
 2. 当社グループの事業領域又は地域毎に執行役員を責任者として配置し、執行役員が職務を分担して執行する。

3. 上記の執行役員と当社取締役等で構成する執行役員会議を定期的に開催し、地域を跨ぐ諸問題の協議及び情報の共有化を行う。
4. 当社と各子会社との間で毎月現法役員会を開催し、各子会社の取締役は予算の進捗状況や経営状況についての報告を当社執行役員に対して行う。
5. 当社の監査室は各子会社の業務の遂行状況を定期的に監査する。
- ⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
監査役会がその職務を補助すべき使用人の配置を求めた場合は監査役補助者を設置する。
- ⑦ 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項
 1. 監査役職務を補助する使用人の人事異動、評価等については、監査役会の同意を得る。
 2. 当該使用人が他部署の使用人を兼務する場合は、当該他部署の業務が監査役に係る業務を妨げないこととする。
- ⑧ 当社及び子会社の取締役及び使用人またはこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告するための体制
 1. 当社及び子会社の取締役及び使用人は当社の監査役及び監査役会の要請に応じて報告、情報の提供を行い、書類の閲覧に応じる。
 2. 当社及び子会社の取締役及び使用人は当社グループの事業運営における重要事項について適時に当社の監査役に報告する。
 3. 監査役は、取締役会、経営委員会等、重要な会議に出席する。また、監査役は全ての「伺書」の決裁過程において伺書内容をチェックする。
 4. 当社の監査室は、当社各部門及び子会社の業務の遂行状況について行った内部監査の結果を監査役に報告する。
- ⑨ 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
監査役への報告を行った当社または各子会社の取締役または使用人に対し、当該報告をしたことを理由に不利益な取扱いを行うことを禁止する。
- ⑩ 監査役職務の遂行について生じる費用の前払いまたは償還の手続きその他の当該職務の遂行について生じる費用または債務の処理に関する事項
監査役がその職務の遂行について生じる費用の前払いや償還等の請求をしたときは、当該監査役職務の遂行に必要でない認められる場合を除いて速やかに当該費用または債務を処理する。

- ⑪ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
 - 1. 代表取締役は、監査役と経営上の課題について、随時意見の交換を行う。
 - 2. 監査役は、監査室と緊密な連携を保つとともに、必要に応じて監査室に調査を求める。
 - 3. 監査役は、会計監査人と適時に会合を持ち、意見及び情報の交換を行うとともに会計監査人に報告を求める。
- ⑫ その他（財務報告の信頼性を確保するための体制）

当社は、当社グループの財務報告の信頼性を確保するため、毎期、「内部統制評価計画書」を策定し、取締役会がこれを承認する。承認された「内部統制評価計画書」にもとづき、当社グループの全社統制及び業務統制等の整備、運用、評価を行うこととする。

【反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及び体制の整備状況について】

- ① 反社会的勢力排除に向けた基本的考え方

当社及び子会社は市民社会の秩序や安全に対して脅威を与える反社会的勢力とは一切関わりを持たず、社内体制を整備し、組織全体で対応する。
- ② 反社会的勢力排除に向けた体制の整備状況
 - 1. 「シークスグループ行動規範」において、シークスグループのすべての役員・従業員に、「反社会的勢力・団体に対する毅然たる姿勢」を示すことを求め、「反社会的勢力や団体と取引関係その他いかなる関係をも持たない」旨を明確に定める。
 - 2. 上記趣旨の運用に関する徹底のため「反社会的勢力排除に関する規程」を策定し、社内に周知する。
 - 3. 社内体制としては、統括部門を総務部とし、ここで情報を一元管理する。また、総務部長を「不当要求防止責任者」として選任し、実際の対応を行うとともに、日頃から外部専門機関と緊密な連携関係を構築する。
 - 4. 総務部は、適宜、従業員に対して注意喚起のための情報伝達を行うとともに、社内研修等の機会において反社会的勢力排除に関する啓発を行う。

(7) 株式会社の業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社グループでは、上記に掲げた内部統制システムを整備しておりますが、その基本方針にもとづき、以下の取組みを行っております。

- ① コンプライアンスの徹底や監査役の経営監視機能強化の観点から毎月の現法役員会や半年ごとの全社会議において、取締役、監査役および全ての従業員が重要な経営リスクについて情報を共有化し、協議するサイクルの中で全社統制の維持、向上を図っております。

② 監査役の監査が実効的に行われることを確保する為下記を行っております。

1. 代表取締役は、監査役と経営上の課題について、随時意見交換をしております。
2. 監査役は、監査室と緊密な連携を保つとともに、必要に応じて監査室に調査を求めています。なお、監査室は海外子会社を含むグループ各社の監査を実施し、その結果を代表取締役ならびに監査役に報告しております。
3. 監査役は、会計監査人と適時に会合を持ち、意見および情報の交換を行うとともに、必要に応じて会計監査人に報告を求めています。

(8) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主各位に対し継続的かつ安定的に利益配分を実施することを基本としつつ、あわせて将来の事業展開と経営基盤強化のための内部留保の充実等も勘案し配当金額を決定する方針をとっております。

連結貸借対照表

(平成28年12月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	82,164	流 動 負 債	46,605
現金及び預金	8,813	買 掛 金	30,752
受取手形及び売掛金	41,873	短 期 借 入 金	9,569
商品及び製品	20,483	未 払 費 用	2,265
仕 掛 品	1,007	未 払 法 人 税 等	754
原材料及び貯蔵品	7,026	繰 延 税 金 負 債	0
繰延税金資産	381	そ の 他	3,263
そ の 他	2,612	固 定 負 債	11,516
貸倒引当金	△34	新株予約権付社債	6,000
固 定 資 産	27,531	長 期 借 入 金	1,602
有形固定資産	16,878	退職給付に係る負債	468
建物及び構築物	6,397	繰延税金負債	3,103
機械装置及び運搬具	6,422	そ の 他	340
工具、器具及び備品	660	負 債 合 計	58,121
土地	2,532	(純 資 産 の 部)	
建設仮勘定	865	株 主 資 本	46,761
無形固定資産	454	資 本 金	2,144
ソフトウェア	439	資 本 剰 余 金	5,624
そ の 他	15	利 益 剰 余 金	41,020
投資その他の資産	10,198	自 己 株 式	△2,027
投資有価証券	3,192	その他の包括利益累計額	4,570
出 資 金	3,969	その他有価証券評価差額金	745
長期貸付金	355	繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	4
退職給付に係る資産	183	為 替 換 算 調 整 勘 定	4,008
繰延税金資産	777	退職給付に係る調整累計額	△187
そ の 他	2,305	非 支 配 株 主 持 分	241
貸倒引当金	△585	純 資 産 合 計	51,573
資 産 合 計	109,695	負 債 ・ 純 資 産 合 計	109,695

連結損益計算書

(自 平成28年1月1日
至 平成28年12月31日)

(単位：百万円)

科 目	金	額
売上高		212,768
売上原価		192,567
売上総利益		20,201
販売費及び一般管理費		11,067
営業利益		9,134
営業外収益		
受取利息	84	
受取配当金	133	
不動産賃貸料	105	
持分法による投資利益	189	
物品売却収入	87	
スクラップ売却益	112	
その他の	272	984
営業外費用		
支払利息	111	
為替差損	665	
その他の	196	972
経常利益		9,146
特別利益		
投資有価証券売却益	58	58
特別損失	—	—
税金等調整前当期純利益		9,204
法人税、住民税及び事業税	2,607	
法人税等調整額	△104	2,503
当期純利益		6,701
非支配株主に帰属する当期純利益		2
親会社株主に帰属する当期純利益		6,698

連結株主資本等変動計算書

(自 平成28年1月1日
至 平成28年12月31日)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
平成28年1月1日 期首残高	2,144	5,624	35,528	△27	43,269
連結会計年度中の変動額					
剰 余 金 の 配 当			△1,206		△1,206
親会社株主に帰属する当期純利益			6,698		6,698
自 己 株 式 の 取 得				△1,999	△1,999
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)					—
連結会計年度中の変動額合計	—	—	5,491	△1,999	3,491
平成28年12月31日 期末残高	2,144	5,624	41,020	△2,027	46,761

(単位：百万円)

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額					非 支 配 株 主 持 分	純資産合計	
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	繰 延 ヘ ッ 損	延 ジ 益	為 替 換 算 定 額 調 整 勘 定	退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額			そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計
平成28年1月1日 期首残高	610		4	5,916	△215	6,316	154	49,739
連結会計年度中の変動額								
剰 余 金 の 配 当						—		△1,206
親会社株主に帰属する当期純利益						—		6,698
自 己 株 式 の 取 得						—		△1,999
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)	134		△0	△1,907	28	△1,745	87	△1,657
連結会計年度中の変動額合計	134		△0	△1,907	28	△1,745	87	1,834
平成28年12月31日 期末残高	745		4	4,008	△187	4,570	241	51,573

連結注記表

連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数……………18社

SIIX (Shanghai) Co., Ltd.、SIIX EMS (Shanghai) Co., Ltd.、
SIIX EMS (DONG GUAN) Co., Ltd.、SIIX H.K. Ltd.、SIIX TWN Co., Ltd.、
SIIX Singapore Pte. Ltd.、SIIX Bangkok Co., Ltd.、
SIIX EMS (THAILAND) CO., LTD.、SIIX Logistics Phils, Inc.、
SIIX EMS PHILIPPINES, INC.、SIIX REALTY HOLDINGS INC.、
PT SIIX Electronics Indonesia、PT. SIIX EMS INDONESIA、
SIIX Europe GmbH、SIIX EMS Slovakia s.r.o.、SIIX U.S.A. Corp.、
SIIX Phils., Inc.、シークスエレクトロニクス株式会社

(2) 非連結子会社の数……………7社

SIIX (Dongguan) Co., Ltd.、SIIX COXON PRECISION PHILS., INC.、
PT. SIIX Trading Indonesia、SIIX Hungary Kft.、
SIIX MEXICO, S.A DE C.V.、SIIX EMS MEXICO S de RL de C.V.、
SIIX do Brasil Ltda.

非連結子会社7社は、小規模会社であり、合計の総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）および利益剰余金（持分に見合う額）等はいずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため、連結の範囲から除外しております。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用した関連会社の数……………1社

KAWASAKI MOTORS (PHILS.) CORPORATION

(2) 持分法を適用しない非連結子会社の数……………7社

SIIX (Dongguan) Co., Ltd.、SIIX COXON PRECISION PHILS., INC.、
PT. SIIX Trading Indonesia、SIIX Hungary Kft.、
SIIX MEXICO, S.A DE C.V.、SIIX EMS MEXICO S de RL de C.V.、
SIIX do Brasil Ltda.

(3) 持分法を適用しない関連会社の数……………9社

Bando SIIX Ltd.、DELSA, INC.、
Takaya SIIX Electronics (Shanghai) Co., Ltd.、
Guangdong Midea-SIIX Electronics Co., Ltd.、
SIIX-AGT MEDTECH PTE. LTD.、他4社

持分法を適用しない非連結子会社および関連会社は、それぞれ連結純損益および利益剰余金等に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため、持分法を適用しておりません。

3. 連結子会社の事業年度に関する事項

連結子会社の事業年度末日と連結決算日は一致しております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準および評価方法

① たな卸資産

当社および国内連結子会社……移動平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

在外連結子会社……主として移動平均法による低価法

② 有価証券

その他有価証券

時価のあるもの……主として期末日の市場価格等にもとづく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。）

時価のないもの……主として移動平均法による原価法

③ デリバティブの評価基準および評価方法……時価法

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

当社および国内連結子会社……定率法を採用しております。

ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備は除く）ならびに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備および構築物については、定額法を採用しております。

在外連結子会社……定額法を採用しております。

② 無形固定資産（リース資産を除く）

当社および国内連結子会社……定額法を採用しております。

ただし、自社利用目的のソフトウェアについては社内における利用可能期間（5年）にもとづく定額法を採用しております。

在外連結子会社……定額法を採用しております。

- ③ リース資産……………・所有権移転ファイナンス・リース取引にかか
 かるリース資産
 自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用して
 おります。
 ・所有権移転外ファイナンス・リース取引にかか
 るリース資産
 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零として算定する定額法を
 採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

当社および国内連結子会社では売掛金、貸付金等の債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。在外連結子会社では、主として個別に算定した回収不能見込額を計上しております。

(4) 重要なヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法

主として繰延ヘッジ処理を採用しております。なお、振当処理の要件を満たしている為替予約および通貨スワップについては、振当処理を行っております。また、特例処理の要件を満たしている金利スワップについては、特例処理を採用しております。

② ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段……為替予約取引、通貨オプション取引、通貨スワップ取引および金利スワップ取引

ヘッジ対象……外貨建金銭債権債務、外貨建予定取引および借入金

③ ヘッジ方針

為替予約取引、通貨オプション取引および通貨スワップ取引については為替相場の変動によるリスクを回避するため、実需原則にもとづき行うこととしております。また、金利スワップ取引については、金利上昇リスクを回避するため、ヘッジを目的とした取引を行うこととしております。

④ ヘッジの有効性評価の方法

ヘッジ手段とヘッジ対象の対応関係を確認することにより、有効性を評価しております。ただし、振当処理によっている通貨スワップおよび特例処理によっている金利スワップについては、有効性の評価の判定を省略しております。

(5) 退職給付に係る会計処理の方法

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、主として給付算定式基準によっております。

② 数理計算上の差異および過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（主として10年）による定額法により発生年度から費用処理しております。また、数理計算上の差異については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（主として10年）による定額法により発生の翌連結会計年度から費用処理しております。

(6) その他連結計算書類の作成のための重要な事項

消費税等の会計処理

税抜方式を採用しております。

5. 会計方針の変更

企業結合に関する会計基準の適用

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成25年9月13日。以下「企業結合会計基準」という。）、「連結財務諸表に関する会計基準」（企業会計基準第22号 平成25年9月13日。以下「連結会計基準」という。）、および「事業分離等に関する会計基準」（企業会計基準第7号 平成25年9月13日。以下「事業分離等会計基準」という。）等を当連結会計年度から適用し、当期純利益等の表示の変更および少数株主持分から非支配株主持分への表示の変更を行っております。

企業結合会計基準等の適用については、企業結合会計基準第58－2項（4）、連結会計基準第44－5項（4）および事業分離等会計基準第57－4項（4）に定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首時点から将来にわたって適用しております。

なお、当連結会計年度の損益に与える影響はありません。

平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱いの適用

法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第32号 平成28年6月17日）を当連結会計年度に適用し、平成28年4月1日以後に取得する建物附属設備および構築物に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。

なお、当該会計方針の変更による当連結会計年度の損益に与える影響は軽微であります。

連結貸借対照表に関する注記

1. 有形固定資産の減価償却累計額 26,523百万円
2. 記載金額は、表示単位未満を切捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 発行済株式の種類および総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首 株式数(株)	当連結会計年度 増加株式数(株)	当連結会計年度 減少株式数(株)	当連結会計年度末 株式数(株)
普通株式(株)	25,200,000	—	—	25,200,000

2. 当連結会計年度中に行った剰余金の配当に関する事項

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
平成28年3月30日 定時株主総会	普通株式	603百万円	24円00銭	平成27年12月31日	平成28年3月31日
平成28年8月10日 取締役会	普通株式	603百万円	24円00銭	平成28年6月30日	平成28年9月2日

3. 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当連結会計年度後となるもの

決議予定	株式の種類	配当の原資	配当金の総額	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
平成29年3月30日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	640百万円	26円00銭	平成28年12月31日	平成29年3月31日

4. 記載金額は、表示単位未満を切捨てて表示しております。

金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、資金調達については主として銀行等金融機関からの借入によって行っております。

受取手形および売掛金に係る顧客の信用リスクについては、売掛金滞留資料等で取引先ごとの期日管理および残高管理を行うことでリスク軽減をはかっております。また、投資有価証券は主として株式であり、上場株式については四半期ごとに時価の把握を行っております。

借入金の使途は運転資金（主として短期）および設備投資資金（長期）であります。一部の外貨建借入金の為替変動リスクに対しては通貨スワップ取引を利用してヘッジしております。また、一部の長期借入金の金利変動リスクに対しては金利スワップ取引を実施して支払利息の固定化を行っております。なお、デリバティブ取引は内部管理規程に従い、実需の範囲で行うこととしております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成28年12月31日（当連結会計年度の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりであります。

（単位：百万円）

	連結貸借対照表 計上額(*)	時 価 (*)	差 額
(1) 現金及び預金	8,813	8,813	—
(2) 受取手形及び売掛金	41,873	41,873	—
(3) 投資有価証券			
その他有価証券	1,478	1,478	—
(4) 買掛金	(30,752)	(30,752)	—
(5) 短期借入金	(7,025)	(7,025)	—
(6) 転換社債型新株予約権付社債	(6,000)	(6,744)	△744
(7) 長期借入金	(4,146)	(4,129)	16
(8) デリバティブ取引	(153)	(153)	—

- (*) 1. 負債に計上されているものについては、() で示しております。
 2. デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる場合については、() で示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法ならびに有価証券およびデリバティブ取引に関する事項

(1) 現金及び預金、ならびに(2) 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にはほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。

(4) 買掛金、および(5) 短期借入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にはほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。なお、(5) 短期借入金の連結貸借対照表計上額は、返済期限が1年以内の長期借入金(2,543百万円)を除いて表示しております。

(6) 転換社債型新株予約権付社債

転換社債型新株予約権付社債の時価については、取引所の価格にもとづいております。

(7) 長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。変動金利による長期借入金の一部は金利スワップの特例処理対象とされており(下記(8) デリバティブ取引参照)、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を、同様の借入を行った場合に適用される合理的に見積もられる利率で割り引いて算定する方法によっております。なお、長期借入金の連結貸借対照表計上額は、返済期限が1年以内の長期借入金の額を含めて表示しており、時価を算定しております。

(8) デリバティブ取引

通貨スワップの振当処理および金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されるため、その時価は、当該長期借入金の時価を含めて記載しております。また、その他に当社グループは当連結会計年度において、先物為替予約のデリバティブ取引を行っております。為替予約の振当処理を行っているものを除き、契約額等と時価等の差額については当連結会計年度において時価評価を行い、その結果計上したデリバティブ債務の金額は153百万円であります。時価の算定方法は先物相場もしくは取引金融機関または取引所から提示された価格によっており、1年を超える契約の取引はありません。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

非上場株式(連結貸借対照表計上額244百万円)および関係会社株式(連結貸借対照表計上額1,469百万円)は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(3) 投資有価証券」には含めておりません。

賃貸等不動産に関する注記

1. 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社および一部の連結子会社では、賃貸用のオフィスビル等(土地を含む。)を有しております。平成28年12月期における当該賃貸等不動産に関する賃貸利益は40百万円(主な賃貸収益は売上高に、主な賃貸費用は売上原価に計上)であります。

2. 賃貸等不動産の時価に関する事項

(単位:百万円)

連結貸借対照表計上額	時 価
552	1,489

(注1) 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額および減損損失累計額を控除した金額であります。

(注2) 当連結会計年度末の時価は、以下によっております。

- (1) 国内の不動産については、主として「不動産鑑定評価基準」にもとづいて自社で算定した金額(指標等を用いて調整を行ったものを含む。)であります。
- (2) 海外の不動産については、主として現地の鑑定人による鑑定評価額であります。

1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	2,084円39銭
1株当たり当期純利益	267円62銭
潜在株式調整後1株当たり当期純利益	252円56銭

追加情報

中国・湖北省における子会社設立

当社は中国湖北省孝感市に電子部品実装、機器・部品の組立加工等を行う製造子会社を設立することについて、平成28年10月28日開催の取締役会において下記のとおり決議いたしました。

(1) 子会社設立の目的

自動車産業、ハイテク産業を中心に堅調な経済成長を続ける中国・湖北省に新たに製造拠点を設けることにより、今後も様々な分野の産業で発展が見込まれる同地域において、新規顧客の獲得などを視野に事業の拡大を図る。

(2) 設立する子会社の概要

① 商号	SIIX HUBEI Co., Ltd. (仮称)
② 所在地	中国湖北省孝感市
③ 代表者	未定
④ 設立時期	平成29年1月(予定)
⑤ 資本金	50百万人民元(約8億円)
⑥ 主な事業の内容	電子部品実装および機器・部品の組立加工等
⑦ 出資比率	当社100%

貸借対照表

(平成28年12月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	19,503	流 動 負 債	16,397
現 金 及 び 預 金	257	買 掛 金	10,906
受 取 手 形	1,652	短 期 借 入 金	2,770
売 掛 金	14,751	1年内返済予定の長期借入金	1,775
商 品	1,841	未 払 金	99
前 渡 金	3	未 払 費 用	620
前 払 費 用	34	前 受 金	42
未 収 入 金	946	預 り 金	180
繰 延 税 金 資 産	25	そ の 他	2
そ の 他	19	固 定 負 債	7,197
貸 倒 引 当 金	△28	新株予約権付社債	6,000
固 定 資 産	18,535	長 期 借 入 金	1,005
有 形 固 定 資 産	2,362	長 期 未 払 金	115
建 物	1,057	繰 延 税 金 負 債	64
工 具、器 具 及 び 備 品	43	そ の 他	13
土 地	1,255	負 債 合 計	23,595
建 設 仮 勘 定	5	(純 資 産 の 部)	
そ の 他	0	株 主 資 本	14,301
無 形 固 定 資 産	145	資 本 金	2,144
ソ フ ト ウ エ ア	129	資 本 剰 余 金	5,624
ソ フ ト ウ エ ア 仮 勘 定	11	資 本 準 備 金	1,853
そ の 他	4	そ の 他 資 本 剰 余 金	3,771
投 資 そ の 他 の 資 産	16,027	利 益 剰 余 金	8,560
投 資 有 価 証 券	787	利 益 準 備 金	34
関 係 会 社 株 式	9,633	そ の 他 利 益 剰 余 金	8,526
出 資 金	35	別 途 積 立 金	1,700
関 係 会 社 出 資 金	4,379	繰 越 利 益 剰 余 金	6,826
長 期 貸 付 金	977	自 己 株 式	△2,027
長 期 前 払 費 用	4	評 価 ・ 換 算 差 額 等	140
前 払 年 金 費 用	242	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	136
差 入 保 証 金	9	繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	4
そ の 他	543	純 資 産 合 計	14,442
貸 倒 引 当 金	△585	負 債 ・ 純 資 産 合 計	38,038
資 産 合 計	38,038		

損益計算書

(自 平成28年1月1日
至 平成28年12月31日)

(単位：百万円)

科 目	金	額
売 上 高		76,561
売 上 原 価		73,396
売 上 総 利 益		3,165
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		2,931
営 業 利 益		234
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	3,065	
雑 収 入	35	3,100
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	22	
支 払 手 数 料	14	
為 替 差 損	20	
外 国 源 泉 税	60	
雑 損 失	30	148
経 常 利 益		3,185
特 別 利 益		
投 資 有 価 証 券 売 却 益	58	58
特 別 損 失	—	—
税 引 前 当 期 純 利 益		3,243
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	135	
法 人 税 等 調 整 額	36	171
当 期 純 利 益		3,072

株主資本等変動計算書

(自 平成28年1月1日)
(至 平成28年12月31日)

(単位：百万円)

	株 主 資 本							
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金			利 益 金 計
		資 本 金 準 備 金	そ の 他 資 本 剰 余 金	資 本 剰 余 金 合 計	利 益 準 備 金	そ の 他 利 益 剰 余 金	利 益 剰 余 金 合 計	
平成28年1月1日期首残高	2,144	1,853	3,771	5,624	34	1,700	4,960	6,694
事業年度中の変動額								
剰余金の配当				—			△1,206	△1,206
当期純利益				—			3,072	3,072
自己株式の取得				—				—
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)								
事業年度中の変動額合計	—	—	—	—	—	—	1,865	1,865
平成28年12月31日期末残高	2,144	1,853	3,771	5,624	34	1,700	6,826	8,560

(単位：百万円)

	株 主 資 本		評 価 ・ 換 算 差 額 等			純 資 産 合 計
	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
平成28年1月1日期首残高	△27	14,436	242	4	246	14,683
事業年度中の変動額						
剰余金の配当		△1,206			—	△1,206
当期純利益		3,072			—	3,072
自己株式の取得	△1,999	△1,999			—	△1,999
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)			△105	△0	△106	△106
事業年度中の変動額合計	△1,999	△134	△105	△0	△106	△240
平成28年12月31日期末残高	△2,027	14,301	136	4	140	14,442

個別注記表

重要な会計方針

1. 資産の評価基準および評価方法
 - (1) たな卸資産の評価基準および評価方法……移動平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）
 - (2) 有価証券の評価基準および評価方法
子会社株式および関連会社株式……………移動平均法による原価法
その他有価証券
時価のあるもの……………期末日の市場価格等にもとづく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。）
時価のないもの……………移動平均法による原価法
 - (3) デリバティブの評価基準および評価方法…時価法
2. 固定資産の減価償却の方法
 - (1) 有形固定資産……………定率法を採用しております。
（リース資産を除く）ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）ならびに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備および構築物については、定額法を採用しております。
 - (2) 無形固定資産……………定額法を採用しております。
（リース資産を除く）ただし、自社利用目的のソフトウェアについては社内における利用可能期間（5年）にもとづく定額法を採用しております。
 - (3) リース資産……………所有権移転外ファイナンス・リース取引にかかるリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零として算定する定額法を採用しております。
3. 引当金の計上基準
 - (1) 貸倒引当金……………売掛金、貸付金等の債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

- (2) 退職給付引当金……………従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務および年金資産の見込額にもとづき計上しております。なお、当事業年度末では、年金資産の合計額が退職給付債務から未認識数理計算上の差異を控除した金額を超過しているため、当該超過額を前払年金費用（投資その他の資産）に計上しております。退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額の期間帰属方法については、給付算定式基準を採用しております。

数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により発生の翌事業年度から費用処理しております。

4. ヘッジ会計の方法

(1) ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用しております。なお、振当処理の要件を満たしている為替予約および通貨スワップについては、振当処理を行っております。また、特例処理の要件を満たしている金利スワップについては、特例処理を採用しております。

(2) ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段……………為替予約取引、通貨オプション取引、通貨スワップ取引および金利スワップ取引

ヘッジ対象……………外貨建金銭債権債務、外貨建予定取引および借入金

(3) ヘッジ方針

為替予約取引、通貨オプション取引および通貨スワップ取引については為替相場の変動によるリスクを回避するため、実需原則にもとづき行うこととしております。また、金利スワップ取引については、金利上昇リスクを回避するため、ヘッジを目的とした取引を行うこととしております。

(4) ヘッジの有効性評価の方法

ヘッジ手段とヘッジ対象の対応関係を確認することにより、有効性を評価しております。ただし、振当処理によっている通貨スワップおよび特例処理によっている金利スワップについては、有効性の評価の判定を省略しております。

5. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

(1) 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異および未認識過去勤務費用の未処理額の会計処理方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理方法とは異なっております。

(2) 消費税等の会計処理

税抜方式を採用しております。

6. 会計方針の変更

平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱いの適用

法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第32号 平成28年6月17日）を当事業年度に適用し、平成28年4月1日以後に取得する建物附属設備および構築物に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。

なお、当該会計方針の変更による当事業年度の損益に与える影響は軽微であります。

貸借対照表に関する注記

1. 有形固定資産の減価償却累計額 722百万円
2. 保証債務
子会社の金融機関からの借入に対して次のとおり保証をしております。

SIIX EMS PHILIPPINES, INC.	1,106百万円
SIIX U. S. A. Corp.	326百万円
PT. SIIX EMS INDONESIA	232百万円
SIIX EMS (Shanghai) Co., Ltd.	49百万円

子会社のリース会社との取引に係るリース債務に対して次のとおり保証をしております。

シークスエレクトロニクス株式会社	257百万円
------------------	--------
3. 関係会社に対する金銭債権・債務

短期金銭債権	6,360百万円
長期金銭債権	977百万円
短期金銭債務	2,189百万円
4. 期末日満期手形は、手形交換日をもって決済処理しております。従って、当期末日は金融機関の休日のため、次のとおり期末日の満期手形が期末残高に含まれております。

受取手形	105百万円
------	--------
5. 記載金額は、表示単位未満を切捨てて表示しております。

損益計算書に関する注記

1. 関係会社との取引高

営業取引の取引高	
売上高	28,999百万円
仕入高	19,121百万円
営業取引以外の取引高	2,990百万円
2. 記載金額は、表示単位未満を切捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類および株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首 株式数(株)	当事業年度 増加株式数(株)	当事業年度 減少株式数(株)	当事業年度末 株式数(株)
普通株式	64,000	509,002	—	573,002

(変動事由の概要)

増減の内訳は、次のとおりであります。

平成28年8月10日の取締役会決議による自己株式の取得	508,900株
単元未満株式の買い取りによる自己株式の増加	102株

税効果会計に関する注記

1. 繰延税金資産および負債の発生の主な原因別の内訳

(繰延税金資産)

投資有価証券評価損	48百万円
たな卸資産評価減	13百万円
貸倒引当金	187百万円
関係会社出資金評価損	1,614百万円
減損損失	148百万円
その他	67百万円

繰延税金資産小計 2,080百万円

評価性引当額 △1,991百万円

繰延税金資産合計 89百万円

(繰延税金負債)

退職給付引当金	△74百万円
其他有価証券評価差額金	△52百万円
繰延ヘッジ損益	△1百万円

繰延税金負債合計 △128百万円

繰延税金資産の純額 △39百万円

2. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産および繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」(平成28年法律第15号)および「地方税法等の一部を改正する等の法律」(平成28年法律第13号)が平成28年3月29日に、また、「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律等の一部を改正する法律」(平成28年法律第85号)および「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律等の一部を改正する法律」(平成28年法律第86号)が平成28年11月18日に国会で成立したことに伴い、当事業年度の繰延税金資産および繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は前事業年度の32.2%から平成29年1月1日に開始する事業年度および平成30年1月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については30.8%に、平成31年1月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については30.6%となります。

なお、この変更による当事業年度の損益に与える影響は軽微であります。

関連当事者との取引に関する注記

子会社および関連会社等

(単位：百万円)

属 性	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (注5)	科 目	期末残高 (注5)
子会社	シークス エレクトロニクス 株式会社	所有 直接 100.00%	資金の援助	資金の貸付 の回収 (注1) 利息の受取 (注1)	100 9	長期貸付金 その他 流動資産	920 0
	SIIX EMS (Shanghai) Co., Ltd.	所有 直接 91.82%	資金の援助	増資の引受 (注2)	1,102	—	—
	SIIX (Shanghai) Co., Ltd.	所有 直接 100.00%	商品の 販売・仕入	商品の販売 (注3)	4,353	売掛金	1,024
	SIIX H. K. Ltd.	所有 直接 100.00%	商品の 販売・仕入	商品の販売 (注3) 商品の仕入 (注3)	7,620 2,987	売掛金 買掛金	1,467 383
	SIIX Singapore Pte. Ltd.	所有 直接 100.00%	商品の 販売・仕入	商品の仕入 (注3)	2,747	買掛金	492
	SIIX Bangkok Co., Ltd.	所有 直接 100.00%	商品の 販売・仕入	商品の販売 (注3)	3,950	売掛金	646
	SIIX Logistics Phils, Inc.	所有 直接 100.00%	商品の 販売・仕入	商品の販売 (注3)	3,953	売掛金	945
	SIIX EMS PHILIPPINES, INC.	所有 直接 100.00%	資金の援助	債務保証	1,106	—	—
	PT. SIIX EMS INDONESIA	所有 間接 100.00%	資金の援助	債務保証	232	—	—
	SIIX EMS Slovakia s. r. o.	所有 直接 100.00%	商品の 販売・仕入	商品の販売 (注3)	1,462	売掛金	394
SIIX U. S. A. Corp.	所有 直接 100.00%	商品の 販売・仕入	商品の販売 (注3) 商品の仕入 (注3) 増資の引受 (注4) 債務保証	1,947 5,301 1,182 326	売掛金 買掛金	394 425	

取引条件および取引条件の決定方針等

(注1) シークスエレクトロニクス株式会社に対する資金の貸付については、市場金利を勘案して決定しており、返済条件は期間5年、一括返済としております。なお、担保は受け入れておりません。

(注2) SIIX EMS (Shanghai) Co., Ltd. に対する増資の引受については、当該子会社が実施した増資を出資割合に応じて引受けたものであります。

(注3) 価格その他の取引条件は、市場実勢を勘案して、交渉の結果決定しております。

(注4) SIIX U. S. A. Corp. に対する増資の引受については、当該子会社が実施した増資を当社が全額引き受けたものであります。

(注5) 取引金額には消費税等を含めておりません。課税取引に係る期末残高には消費税等を含めております。

1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	586円46銭
1株当たり当期純利益	122円74銭
潜在株式調整後1株当たり当期純利益	115円84銭

追加情報

中国・湖北省における子会社設立

当社は中国湖北省孝感市に電子部品実装、機器・部品の組立加工等を行う製造子会社を設立することについて、平成28年10月28日開催の取締役会において決議いたしました。その概要は、「連結注記表」の「追加情報」をご参照ください。

独立監査人の監査報告書

平成29年2月9日

シークス株式会社

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 松山和弘 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 黒川智哉 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、シークス株式会社の平成28年1月1日から平成28年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、シークス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

平成29年2月9日

シークス株式会社

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 松山和弘 ㊞
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 黒川智哉 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、シークス株式会社の平成28年1月1日から平成28年12月31日までの第25期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成28年1月1日から平成28年12月31日までの第25期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。

また、子会社については、子会社の取締役及び使用人等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の執行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成29年2月13日

シークス株式会社 監査役会

常勤監査役	東 尾 茂 郷	㊟
社外監査役	富 山 浩 司	㊟
社外監査役	石 橋 正 紀	㊟

以 上

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 剰余金処分の件

期末配当に関する事項

当期の期末配当につきましては、株主の皆様への継続的かつ安定的な利益配分を基本としつつ、あわせて今後の事業展開と経営基盤強化のための内部留保ならびに当期の業績を勘案し次のとおりといたしたいと存じます。

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当期の業績ならびに今後の事業展開等を勘案し、1株につき普通株式金24円に、設立25周年記念配2円を加え、つぎのとおり1株につき金26円とさせていただきます。

(配当総額 640,301,948円)

これにより、昨年9月にお支払いした1株につき24円の間配当金と合わせまして、年間配当金は1株につき50円となります。

(3) 剰余金の配当が効力を生ずる日

平成29年3月31日

第2号議案 取締役5名選任の件

本株主総会終結の時をもって、取締役全員（4名）は任期満了となります。つきましては、1名増員し取締役5名の選任をお願いするものであります。取締役候補者は次のとおりであります。

なお、高谷晋介氏、大森進氏は、社外取締役候補者であります。

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当および 重要な兼職の状況	所有する当社 株式の数
1	むら い し ろう 村 井 史 郎 (昭和3年9月10日生)	昭和27年4月 (株)阪田商会(現サカタインクス(株)) 入社 昭和45年5月 同社取締役 昭和60年6月 同社取締役副社長 昭和63年2月 The Inx Group Ltd. 取締役社長兼務 平成4年6月 当社代表取締役社長 平成15年3月 当社代表取締役会長兼CEO 平成17年3月 当社代表取締役会長兼CEO執行役員 平成26年3月 当社代表取締役会長執行役員 (現任)	700,000株
2	き きょう よし ひと 桔 梗 芳 人 (昭和30年2月5日生)	昭和53年4月 (株)協和銀行(現(株)りそな銀行)入行 平成15年10月 同行執行役、東京営業推進部長 平成16年4月 同行常務執行役、東京営業サポート 部担当 平成17年6月 (株)近畿大阪銀行 代表取締役副社長 平成18年6月 同行代表取締役社長 平成23年10月 当社顧問 平成24年3月 当社取締役執行役員、関連事業部長 平成25年3月 当社代表取締役社長兼COO執行役員 平成26年3月 当社代表取締役社長執行役員 (現任)	5,000株
3	おか だ まさ お 岡 田 雅 夫 (昭和29年9月24日生)	昭和54年4月 (株)阪田商会(現サカタインクス(株)) 入社 平成15年1月 SIIIX Singapore Pte.Ltd. マネージン グディレクター 平成17年3月 当社執行役員、シンガポール・イン ドネシア地域担当兼SIIIX Singapore Pte.Ltd. マネージングディレクター 平成24年3月 当社取締役執行役員、大阪第一営業 部長兼資材統括部担当兼北米地域、 南米地域、フィリピン、韓国、担当 平成29年2月 当社取締役執行役員、大阪営業部長 兼名古屋営業部長兼資材統括部担当 兼台湾担当 (現任)	34,200株

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当および 重要な兼職の状況	所有する当社 株 式 の 数
4	たか たに しん すけ 高 谷 晋 介 (昭和26年12月30日生)	昭和49年4月 野村證券㈱入社 昭和53年11月 デロイトハスキングズアンドセルズ公 認会計士共同事務所(現有限責任監査 法人トーマツ)入社 昭和59年10月 高谷晋介税理士事務所開業(現任) 平成2年9月 北斗監査法人(現仰星監査法人)の設 立に参画、代表社員就任(現任) 平成7年6月 フジ住宅(株)監査役就任(現任) 平成12年6月 ㈱川島織物セルコン監査役就任 平成20年1月 仰星監査法人副理事長就任 平成23年3月 当社社外監査役 平成26年7月 仰星監査法人理事長就任(現任) 平成27年3月 当社社外取締役(現任) 〔重要な兼職の状況〕 仰星監査法人 代表社員、理事長 フジ住宅株式会社 社外監査役	1,000株
5	※ おお もり すずむ 大 森 進 (昭和26年2月13日生)	昭和49年4月 野村證券㈱入社 平成2年4月 クレディスイスファーストボストン 証券会社入社 平成17年8月 UBS証券会社社長 平成24年4月 UBS証券(株)代表取締役社長 平成27年7月 同社代表取締役会長 平成28年7月 同社常勤監査役(現任) UBSアセット・マネジメント(株) 社外監査役(現任) 〔重要な兼職の状況〕 UBS証券株式会社 常勤監査役 UBSアセット・マネジメント株式会社 社外監査役	0株

- (注) 1. ※印は新任の取締役候補者であります。
2. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
3. 社外取締役候補者とした理由
高谷晋介氏は、公認会計士、税理士として永年の経験を有しており、独立・公平な立場で経営監査機能を果たしていただけると判断したものであります。
大森進氏は、資本市場に対する豊富な知識や経営者としての経験をもとに当社のガバナンスを更に強化していただけると判断しています。
4. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、当社定款において、取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)および監査役との間で、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる旨を定めています。当該契約にもとづく責任限定契約の限度額は、会社法第425条第1項に掲げる額の合計額としております。
当社は、高谷晋介氏と当該責任限定契約を締結しており、同氏が再任された際には、当該契約を継続する予定であります。また、大森進氏の選任が承認された場合、同氏との間で同様の契約を締結する予定であります。

- 高谷晋介氏および大森進氏は、株式会社東京証券取引所の定めにもとづく独立役員の候補者であります。
- 高谷晋介氏は現に当社の社外取締役であり、その就任してからの年数は本株主総会終結の時をもって2年であります。

第3号議案 監査役1名選任の件

監査役 東尾茂郷氏は本株主総会終結の時をもって、辞任されますので、その補欠として監査役1名の選任をお願いするものであります。

監査役候補者は次のとおりであります。

なお、本議案につきましては監査役会の同意を得ております。

氏名 (生年月日)	略歴、地位および 重要な兼職の状況	所有する当社 株式の数
※ とも だ まさ き 友 田 雅 之 (昭和36年9月9日生)	昭和59年4月 (株)三和銀行(現(株)三菱東京UFJ銀行) 入行 平成19年12月 同行ストラクチャードファイナンス部次 長兼貿易金融グローバルヘッド 平成20年4月 同行堂島支社支社長 平成25年3月 当社執行役員関連事業部長 平成27年11月 当社執行役員総務部長兼情報システム部 担当 (現任)	0株

- (注) 1. ※印は新任の監査役候補者であります。
- 上記候補者は補欠として選任をお願いするものであり、その任期は当社定款の定めにより、前任者の残任期間となります。
 - 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
 - 候補者が選任された場合、当社定款の規定にもとづき、当社は候補者との間で、会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する責任限定契約を締結する予定であります。当該契約にもとづく損害賠償の限度額は、会社法第425条第1項に掲げる額の合計額といたします。

第4号議案 取締役の報酬等の額改定の件

当社の取締役の報酬等の額は、平成20年3月28日開催の当社第16期定時株主総会において、年額200百万円以内としてご承認をいただき、現在に至っております。報酬設計の柔軟性を高める観点等を考慮いたしまして、取締役の報酬等の額を基本報酬、賞与、およびストックオプションその他の非金銭報酬(非金銭報酬については、社外取締役を除く。)を対象とするものとし、経済情勢及び経営環境の変化ならびに当社における取締役の貢献度等諸般の事項を総合的に勘案の上、年額400百万円以内(うち社外取締役30百万円以内)と改定いたしたいと存じます。

また、取締役の報酬等の額には、従来どおり使用人兼務取締役の使用人分給とは含まないものといたします。

なお、現在の取締役は4名（うち社外取締役1名）であり、第2号議案のご承認が得られますと、取締役は5名（うち社外取締役は2名）となります。

第5号議案 取締役に対するストックオプションとしての新株予約権に関する報酬等の額及び具体的な内容決定の件

当社は、役員報酬体系の見直しに伴い、株価変動のメリットとリスクを株主の皆様と共有し、株価上昇及び企業価値向上への貢献意欲を従来以上に高めることを目的として、取締役（社外取締役を除く。）に対し、ストックオプションとしての新株予約権を割り当てることといたしたいと存じます。

取締役の報酬等の額につきましては、第4号議案を原案どおりご承認いただきますと、年額400百万円以内（使用人兼務取締役の使用人分給とは含まない。うち社外取締役30百万円以内）となりますが、当該報酬等の額の範囲内で、取締役（社外取締役を除く。）に対し、ストックオプションとしての新株予約権を下記のとおり割り当てることにつき、ご承認をお願いするものであります。

本件ストックオプションは、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額を1円とする「株式報酬型ストックオプション」であり、当社における取締役の貢献度等を総合的に勘案して決定しており、その内容は相当なものであると考えております。

また、本件ストックオプションとしての新株予約権については、その割り当てに際して公正価額を基準として定める払込金額の払込みに代えて、本議案によるストックオプションとしての新株予約権に関する報酬等にもとづく取締役（社外取締役を除く。）の報酬債権をもって相殺する方法により払込みがなされることを予定しております。

なお、現在の取締役は4名（うち社外取締役1名）であり、第2号議案のご承認が得られますと、取締役は5名（うち社外取締役は2名）となります。

記

当社の取締役（社外取締役を除く。）に対するストックオプションとしての新株予約権の具体的な内容及び数の上限

(1) 新株予約権の目的となる株式の種類及び数

新株予約権の目的となる株式の種類は当社普通株式とし、各新株予約権の目的である株式の数（以下「付与株式数」という。）は1株とする。ただし、本議案の決議の日（以下「決議日」という。）以降、当社が、当社普通株式の株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）または株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数の調整を行い、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式分割または株式併合の比率

また、上記のほか、決議日以降、当社が合併または会社分割を行う場合その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で付与株式数を適切に調整することができる。

(2) 新株予約権の総数

各事業年度に係る定時株主総会の日から1年以内の日に取締役（社外取締役を除く。）に対して割り当てる新株予約権の上限を30,000個とする。

(3) 新株予約権の払込金額

新株予約権1個当たりの払込金額は、新株予約権の割当てに際してブラック・ショールズ・モデル等の公正な算定方式により算定された新株予約権の公正価額を基準として当社取締役会において定める額とする。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権を割り当てる日の翌日から30年以内の範囲で、当社取締役会において定める。

(6) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要する。

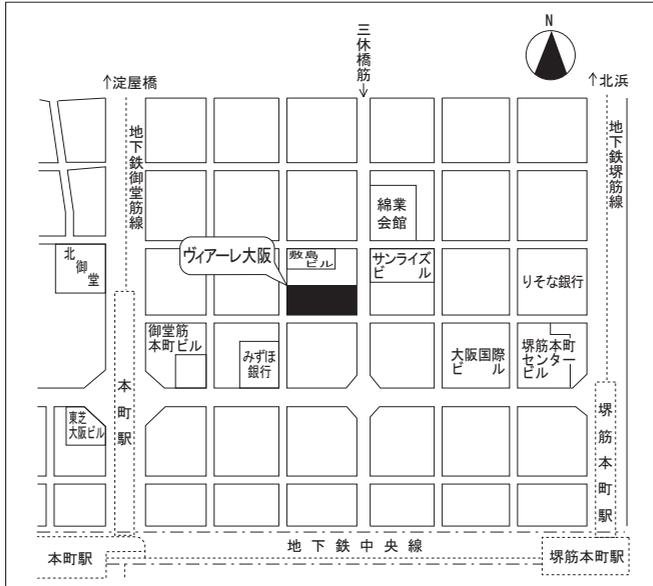
(7) 新株予約権の行使の条件

新株予約権の割当てを受けた者は、当社の取締役、監査役及び執行役員のおいずれの地位をも喪失した日の翌日以降、新株予約権を行使できるものとする。その他の新株予約権の行使の条件については、当社取締役会において定める。

以 上

株主総会会場ご案内図

会場：大阪市中央区安土町3丁目1番3号
ヴィアーレ大阪 2階
クリスタルルーム



- ◎ 地下鉄御堂筋線 本町駅①または③号出口
東へ徒歩3分
- ◎ 地下鉄堺筋線 堺筋本町駅⑱号出口
西へ徒歩5分
- ◎ 車でのご来場はご遠慮くださいますようお願いいたします。
- ◎ 総会ご出席者へのおみやげはご用意しておりませんので、あらかじめご了承くださいますようお願い申し上げます。